

「掛金納付の考え方」における工事種別分類表 土木工事

| 工事種別 | 判断の目安（具体的な例） |
|-------|--|
| 舗装 | 道路、駐車場、通路、空き地などを砂利・アスファルト等で整備舗装する土木工事。ただし、管や電線路埋め戻しによる道路舗装（復旧）工事は除く。 |
| 橋梁等 | 橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡橋（通路）などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。 |
| 隧道 | トンネル（沈理工法のものを含む）、地下鉄道、地下通路などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。なお、地下街は「その他の土木工事」に区分される。 |
| 堰堤 | （発電用や砂防などの）ダム、（防波、防潮、防砂、導流、消波堤等の）堤防、（可動堰等の）堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事（地下水遮断工事、集水井工等の排水工事等）。 |
| 浚渫・埋立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海底、川底、ダム底にたまった土砂や砂利等の掘削・撤去工事（該当土砂等の運搬や残土処分なども一括して行う場合もこれに含まれます）。 ・ 航路、泊地、舟だまり等臨海部の埋立造成（護岸工事）、畑や沼地などの埋立宅地造成、橋梁築造等のための築島、河川等の浚渫、浸食海岸の砂入れなどの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。 |

| | |
|---------------|---|
| <p>その他の土木</p> | <p>上記に属さない土木工事。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土部分の掘削、土取り場、岩等の掘削、構造物基礎の掘削などの土木工事。 ・河川の排水機場、下水処理施設、廃棄物処理場、ゴミ処理場の建設工事。 ・一般の道路、農道、林道、鉄道、軌道の築造などの土木工事。 ・地滑り防止工事、山留工事などの土木工事。公園、緑地、広場、校庭、青空駐車場、霊園、動物園、植物園の造築などの土木工事。 ・空港滑走路、港の整備、築造などの土木工事。 ・河川の整備、改修などの土木工事。 ・農地、草地、開拓地、干拓地、農業用水路、ため池などの農業土木工事。 ・建物や土木構築物の解体工事。 ・土地造成工事。 ・上・下水道における管渠、共同溝、パイプラインなどの管（渠）工事及びこれに附帯する土木工事。 ・路側道路標識設置・ガードレール敷設などの工事。 ・道路等の防水工事・補修工事。 ・防護柵、フェンス等の敷設工事。 |
|---------------|---|